

入 札 公 告

次のとおり、一般競争入札に付する。

令和 8 年 2 月 27 日

岩手県企業局県南施設管理所長 伊藤 邦彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 相去太陽光発電所保守管理等業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書及び特記仕様書による
- (3) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託場所 北上市相去町高前檀地内ほか
- (5) 入札方法

(1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 入札の日において、令和 7・8・9 年度岩手県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に設備の保守管理（電気・通信設備）で登録されている者であること。
- (3) 平成 28 年 4 月 1 日以降に、元請として太陽光発電設備の維持管理に関する業務を受注した実績を有すること。
- (4) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札参加資格審査申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置又は庁舎等管理業務の委託契約等に係る指名停止の措置を受けていないこと。